

平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル参加要領

1 目的・趣旨

本業務は、近年本市に開通した東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジ及び、新東名高速道路駿河湾沼津スマートインターチェンジを利用した本市への観光誘客を図るため、スマートインターチェンジ周辺の地域資源を活かした新たな旅行商品の造成を目的としている。

そこで、昨年度開催した「平成 28 年度沼津市 SIC から始まる旅行商品企画コンテスト」において最優秀賞となった作品の活用及び、最優秀賞受賞者と同様にスマートインターチェンジ周辺で農業を営んでいる事業者等と協力した観光農業体験の開発、周知、販売や、事業に関する提案を委託するものである。

業務の実施に当たっては、観光農業体験の開発、周知、販売に関する十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点による地域資源の活用が求められるため、プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

この要領は、「平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

(1) 業務名

平成 29 年度沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託 公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

(4) 契約金額

契約上限額 1,995,840 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 産業振興部 観光戦略課 シティプロモーション係
担当：杉山 山岸

所在地：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号

電話番号：055-934-4747（直通）

FAX 番号：055-933-1412

電子メール：kanko@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 第 1 種、第 2 種及び第 3 種旅行業のいずれかの登録業者であること。
- (7) 自社で体験観光を販売する WEB サイトを運営していること。
- (8) 過去 3 年間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間）において同種業務受託実績を有すること。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	平成 29 年 12 月 7 日(木) ホームページに掲載
2	質問受付・質問回答	募集開始から 12 月 15 日(金) 15 時まで質問を受け、12 月 19 日(火) までに随時ホームページに回答を掲載
3	参加申込書等の提出期限	平成 29 年 12 月 20 日(水) から 平成 29 年 12 月 22 日(金) 17 時まで
4	参加承認及び選考会当日案内の通知	平成 29 年 12 月 25 日(月) 17 時まで
5	選考会（プレゼンテーション）	平成 29 年 12 月 27 日(水) 予定
6	選定結果の通知	平成 29 年 12 月 28 日(木) 予定
7	契約締結	平成 30 年 1 月中旬 予定

6 質問受付・回答

- (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、随時、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、⑦、⑧、⑨は不要である。

①参加申込書（様式1）

②同種業務実績表（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる書類（契約書・仕様書等の写し）を添付

③企画提案書（様式自由）

④実施体制調書（様式3）

⑤法人（団体）概要書（様式4）

⑥見積書（様式自由）

⑦暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5）

⑧財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑨納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

・法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

・固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

・国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

ア 法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

イ 個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

(2) 提出部数

①同種業務実績表、企画提案書、実施体制調書 7部（正本1部、副本6部）

※同種業務実績表に添付する契約書・仕様書等の写しは、正本のみに添付し、副本には添付しないこと。なお、記載する同種業務実績は、国及び地方公共団体との契約に限らない。

※企画提案書には自社名は、正本のみ記載し、副本には記載しないこと。

※同種業務実績表、実施体制調書には自社名を記載しないこと。

②上記以外の提出書類 1部

(3) 企画提案書の記載内容等

- ①別紙「平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託 公募仕様書」の 3 業務内容に示す部分について、提案を行うこと。
- ②企画提案書は日本工業規格 A 4 で作成する。順に左綴じしたものを 1 部とする。A 4 以外のサイズを用いる場合は A 4 サイズに折りたたむこと。
- ③見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ④本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「平成 29 年度沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、評価点数が 60 点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は 1 参加者につき 30 分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。なお、プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならず、参加承認通知にて各参加者へアルファベットを割り振り、選考における呼称とする。

プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

10 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に会場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しないとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画 提案力	①魅力的な農業体験プログラムの開発を行う提案内容 となっているか	30	70
	②農業体験プログラムの周知を効果的に行う提案内容 となっているか	20	
	③農業体験プログラムを効果的に販売する提案内容と なっているか	20	
(2) 業務 遂行能力	④適切な業務遂行体制となっているか	15	30
	⑤同種業務の実績は十分か	15	
		100/100	

ただし、評価点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。